

# 令和7年度税制改正要望の概要

	観光地形成 促進地域	情報通信産業振興地域		産業イノベーション 促進地域	国際物流拠点産業 集積地域	経済金融活性化 特別地区	離島の旅館業に係る 特例措置
			情報通信産業 特別地区				
対象地域	県内全域 (41市町村)	県内24市町村	県内5市村 (名護市・宜野座村・ 那覇市・浦添市・うるま市)	県内全域 (41市町村)	県内5市 うるま・沖縄地区 (那覇、浦添、豊見城、宜野湾、糸 満各市、うるま・沖縄市一部)	1地区 (名護市)	県内18市町村の離島
対象業種・施設	①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 ④集会施設 ⑤販売施設(県知事指定)	①電気通信業 ②ソフトウェア業 ③情報処理・提供 サービス業 ④インターネット付随 サービス業	①データセンター ②情報通信機器相互接続検証 事業 ③受託開発ソフトウェア業 ④情報システム開発業 ⑤システムインテグレーション サービス業 ⑥組込ソフトウェア業 ⑦パッケージソフトウェア業 ⑧バックアップセンター ⑨セキュリティーデータセンター ⑩データベースサービス業 ⑪アプリケーション・サービス・プロバイダ ⑫セキュリティーサービス業	①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業 ⑤デザイン業 ⑥自然科学研究所 ⑦電気業(一定の要件あり) ⑧ガス供給事業(一定の 要件あり)	①製造業 ②特定の機械等修理業 ③特定の無店舗小売業 ④倉庫業 ⑤航空機整備業 ⑥道路貨物運送業 ⑦特定の不動産賃貸業 ⑧卸売業	①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③宿泊業・娯楽業 ④農業 ⑤水産養殖業 ⑥製造業 ⑦経営コンサルタント業	①旅館業の用に供する施 設
税制措置	国税 (1)投資税額控除  地方税 (2)事業税、不動産取得税、 固定資産税、事業所税 の減免	国税 (1)投資税額控除  地方税 (2)事業税、不動産取 得税、固定資産税、 事業所税の減免	国税※(1),(2)は選択制 (1)投資税額控除 (2)所得控除  地方税 (3)事業税、不動産取得税、 固定資産税、事業所税の 減免	国税※(1),(2)は選択制 (1)投資税額控除 (2)特別償却  地方税 (3)事業税、不動産取得税、 固定資産税、事業所税 の減免	国税※(1),(2),(3)は選択制 (1)投資税額控除 (2)特別償却 (3)所得控除  地方税 (4)事業税、不動産取得税、 固定資産税、事業所税 の減免	国税※(1),(2),(3)は選択制 (1)投資税額控除 (2)特別償却 (3)所得控除 (4)エンジェル税制  地方税 (5)事業税、不動産取得税、 固定資産税の免除	国税 (1)特別償却  地方税 (2)事業税、不動産取得税、 固定資産税の減免
要望 項目	現行制度の2年延長(令和7年4月～令和9年3月)						
	知事認定制度導入前と同様に、法人税の税額控除の繰越期間を4年間、地方税の課税免除の適用期間を5年とすること						
	対象資産に器具・備品 を追加				指定地域の拡充 (南風原、八重瀬地区)		